

# 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年2月20日から澁川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村及び同郡北橋村を廃し、その区域をもって澁川市を設置する。

平成17年6月15日

群馬県知事

小寺弘之

